

令和3年6月26日

工大祭に参加しようとする団体 御中
参加資格を付与された団体 御中
参 加 団 体 御中

東京工業大学 工大祭実行委員会
委員長 千 脇 彰 悟

工大祭 2021 における優先する規約の変更について（通知）

工大祭 2021 における優先する規約を、工大祭 2021 参加団体規約第 38 条第 2 項の規定に基づき、下記の通り変更しましたので、同条第 4 項の規定により、通知します。

記

1 変更内容

工大祭 2021 のオンライン企画に関する臨時措置規約(以下「オンライン規約」という。)を定め、工大祭 2021 参加団体規約とオンライン規約とが矛盾するときは、オンライン規約が特別の規約として優先して適用されるものとする。

2 変更に至った経緯

工大祭 2021 においてオンライン企画を実施する上で必要となる事項を規定した。

問合せ先（担当）

東京工業大学 工大祭実行委員会 オンライン局
電話 03-5734-2480 （内線）2480
電子メール cyber@koudaisai.jp
ウェブサイト <https://koudaisai.jp>

工大祭2021のオンライン企画に関する臨時措置規約を次のように定める。

令和3年6月26日

東京工業大学 工大祭実行委員会
委員長 千 脇 彰 悟

令和3年度工大祭実行委員会規約第3号

工大祭2021のオンライン企画に関する臨時措置規約

目次

第1章 総則（第1条―第4条）

第2章 オンライン企画

第1節 総則（第5条―第7条）

第2節 サイバーフィジカル枠（第8条・第9条）

第3節 サイバー枠（第10条・第11条）

第4節 参加団体規約の適用（第12条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規約は、工大祭2021におけるオンライン企画の円滑な準備及び運営に資するため、当該企画についての工大祭2021参加団体規約（以下「参加団体規約」という。）の適用に当たって必要な事項を定め、そのほか当該企画に係る措置に関して必要な事項を定めるものとする。

（適用範囲）

第2条 この規約は、工大祭2021におけるオンライン企画について適用する。

2 前条から第4条までの規定は、オンライン研究室公開企画について適用する。

（定義）

第3条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 オンライン工大祭サイト 工大祭実行委員会（以下「実行委員会」という。）が指定する、インターネットを利用した工大祭の開催に必要な事項を行うためのウェブサイトをいう。
- 二 個別ページ オンライン工大祭サイトにおける、記事等の形式の一連のウェブページであって、実行委員会が指定するものをいう。
- 三 オンライン企画 個別ページで実施する企画であって、参加する団体を専ら研究室以外の団体から募集するものをいう。
- 四 オンライン研究室公開企画 個別ページで実施する企画であって、参加する団体を専ら研究室から募集するものをいう。
- 五 メインページ オンライン工大祭サイトにおける、個別ページの集約そのほかのオ

ンライン企画の実施に必要な事項を行うためのウェブページであって、実行委員会が指定するものをいう。

六 パートナー団体 実行委員会とともに、メインページの編集、開発等を行う団体をいう。

七 実地企画 共催企画、野外ステージ企画、模擬店企画、講義室企画及びその他企画をいう。

2 前項各号に掲げるものを除くほか、この規約における用語の意義は、参加団体規約における用語の意義による。

(オンライン研究室公開企画に関する特則)

第4条 参加団体規約の適用に当たっては、オンライン研究室公開企画は、実行委員会が予定する企画とみなす。

第2章 オンライン企画

第1節 総則

(オンライン企画の参加枠)

第5条 団体は、オンライン企画で工大祭に参加するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める参加枠で当該企画を実施するものとする。

一 団体が実地企画の参加団体認定を有している場合 サイバーフィジカル枠

二 前号に掲げる場合以外の場合 サイバー枠

(オンライン企画の複数実施の禁止)

第6条 参加団体規約第27条第1項の規定にかかわらず、団体は、複数のオンライン企画を実施することができない。

2 前項の規定は、パートナー団体がオンライン企画を実施することを妨げない。

(公開の中止)

第7条 実行委員会は、工大祭の準備又は運営を行うに当たって必要があると認めるときは、団体に対してあらかじめ通知することなく、オンライン工大祭サイトにおける全部又は一部のウェブページの公開を中止することができる。

第2節 サイバーフィジカル枠

(実地並行企画の指定及び届出)

第8条 団体は、サイバーフィジカル枠のオンライン企画で工大祭に参加しようとするときは、当該団体が参加資格を有している実地企画であって、参加団体登録を行ったもの又は参加団体登録を行う見込みがあると認めるもののいずれかを、当該オンライン企画の実地並行企画に指定し、参加申請手続きに併せてこれを届け出なければならない。

2 団体は、参加団体登録を行う見込みがあると認めるものとして前項に規定する実地並行企画の指定及び届出をした場合において、当該実地並行企画について参加団体登録を行わないこととしたときは、サイバー枠でのみオンライン企画を実施すること

ができる。

3 前項に規定する場合において、第1項に規定する実地並行企画の要件を満たす他の企画が当該団体にあるときは、団体は、速やかに新たな実地並行企画を指定し、これを届け出なければならない。

4 前項に規定する場合においては、団体は、第2項の規定にかかわらず、サイバーフィジカル枠でのみオンライン企画を実施することができる。

(責任者の扱い)

第9条 参加団体規約第19条第1項第3号及び第27条第5項の規定にかかわらず、サイバーフィジカル枠のオンライン企画の第一責任者、第二責任者及び第三責任者は、当該オンライン企画の実地並行企画の第一責任者、第二責任者及び第三責任者とする。

第3節 サイバー枠

(企画実施場所の指定)

第10条 実行委員会は、サイバー枠のオンライン企画について参加団体登録の完了の通知を受けた団体に対して、企画実施場所を選定し、及び指定することができる。この企画について参加団体登録を行う見込みがあると実行委員会が認める団体についても、同様とする。

(来場者との対面による交流の禁止)

第11条 サイバー枠のオンライン企画で工大祭に参加する団体は、当該企画を実施する上で、工大祭の来場者と面会し、そのほか対面により交流してはならない。

第4節 参加団体規約の適用

(参加団体規約の適用除外)

第12条 参加団体規約第12条、第13条、第19条第5項、第20条及び第33条の規定は、オンライン企画については、同規約第39条第3項の規定により、適用しない。

2 前項の規定にかかわらず、実行委員会が第10条の規定により団体に対して企画実施場所を指定するときは、当該団体については、参加団体規約第12条第1項後段並びに同条第2項及び第3項並びに同規約第19条第5項の規定を適用する。

附 則

この規約は、令和3年6月26日から、その効力を有する。